

令和2年4月30日  
小金井市教育委員会

保護者の皆様

学童保育を利用していない小学校第1学年から第3学年児童の居場所の確保について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、5月7日（木）以降も引き続き、市立小・中学校を臨時休校とすることとしました。このたび、学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童に対する支援が必要との判断から、下記の通り、小学校において対応を行うこととしました。

ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 令和2年5月7日（木）から5月29日（金）まで  
※土日祝日を除きます。  
※学校再開が早まった場合は、終了になります。
- 3 対象者 学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受入を行います。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで  
※途中の時間からの受入は行いません。
- 6 内容 教室での自習等
- 7 その他 「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなければ保護者印を押して、記録表を持参して登校してください。